# 令和8年度一般選抜合否判定基準

沖縄県立向陽高等学校

## 1. 各学科の一般選抜募集定員と通学区域

学科	募集定員	通学区域
国際文科	80名から特色選抜合格者を除いた数	県全域
理数科	80 名から特色選抜合格者を除いた数	県全域
普通科	80 名から特色選抜合格者を除いた数	①島尻学区(豊見城市、糸満市、南城市、八重 瀬町、与那原町、南風原町) ②通学区域外に関しては、特色選抜合格者も含 め、募集定員の10%(8名)以内

#### 2. 出願資格

次の(1)~(3)の1つに該当すること。

- (1) 中学校等を募集年度の3月に卒業見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という)
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

### 3. 判定材料

判定は、全学科共通で、調査書(第4号様式)、学力検査及び面接の結果等をもとに、総合的に行う。その際、判定材料の結果を以下の(1)~(3)のとおり扱う。

- (1) 学力検査点は、各教科 60点とする。(合計 300点満点)
- (2) 内申点と学力検査点との比重は「4:6」とする。
- (3) 面接は受検者全員に行う。

\*特色選抜において、本校を受検した志願者は一般選抜の面接は免除する。

#### 4. 調査書等の審査

- (1) 内申点の算出(165点満点)
  - 3 カ年の評定の合計点を算出する。その際、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の 4 教科については、それぞれ補正係数 1.5 を乗じて評定合計を補正する。
- (2)「審議事項」を審査する。審議事項に該当する者は、次の①~③のいずれかに該当する者とする。
  - ①3カ年を通して「無断欠席」が6日以上ある者
  - ②3カ年を通して教科の評定に「1」がある者
  - ③問題行動の記載がある者
- (3)「参考事項」を審査する。参考事項に該当する者とは、次の①~②に該当する者とする。
  - ①帰国子女等
  - ②自己申告書を提出した者

# 5. 判定方法(各学科共通)

(1) 審議の順序

学科ごとの審議の順序は、受検倍率および総合点の平均点を考慮して決定する。

(2) 各圏の設定

各圏の設定は、次の手順によるものとする。

- ①「参考事項」該当者を確認する。
- ②総合点の高い順に並べる。
- ③募集定員の80%程度をA圏に設定する。
- ④A圏のうち、「審議事項」該当者をA'圏とする。
- ⑤募集定員の 110%程度をB圏に設定する。
- ⑥A圏、A'圏、B圏に含まれない者をC圏とする。
- (3) 第二志望の取り扱いについて 第二志望の志願者は、A圏に設定しない。
- (4) 判定の手順

判定の手順は、次の通りとする。

但し、各圏の審査において、次の2点に留意する。

留意点1…「参考事項」該当者については慎重に審議する。

留意点 2… 普通科については、通学区域外志願者の合格者(特色選抜含む) が、募集定員の 10% (8名) を超えないようにする。※

※但し、学区内から入学志願者の数が募集定員の90%に満たない場合はその限りではない。

(沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則 第3条の2)

- ① 第一審査・・・・・・A圏の審査
- ② <u>第二審査・・・・・A</u> 圏の審査
- ③ 第三審査・・・・・ C圏の審査
- ④ 第四審査····・·B圏の審査